

手続きチェックシート

転入

白河市に引越しされた方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届出してください

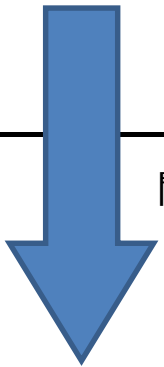
《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」

(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。



関連する手続きをご確認ください

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1 点で
本人確認
できるもの

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・社員証、学生証など
- ・年金手帳※
- ・後期高齢者医療被保険者証

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転入

に関連するおもな手続き

庁舎 マークのあるものは、
庁舎でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
住所異動	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課 庁舎
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	・交付申請書 ・身分証		
	住民票・印鑑登録が必要な方	住民票請求・印鑑登録申請	・身分証 ・登録する印鑑		

保険年金	国民健康保険に加入する方		・国民健康保険の加入		国保年金課 庁舎
	→マイナ保険証*をお持ちの方	・「資格情報のお知らせ」の交付	・本人確認書類 ・世帯員のマイナ保険証の有無をご確認ください。		
	*健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード				
	→マイナ保険証をお持ちでない方	・「資格確認書」の交付			
	→70 歳から 74 歳までの方	・高齢受給者証の交付			
	→転入日より前に勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・国民年金の加入（20 歳から 60 歳未満）	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請			
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の交付 ※後日郵送			
	→福島県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された)負担区分等証明書		
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要の方	・限度額適用・標準負担額減額認定 ・特定疾病療養受療証 などの申請	※県内で引越した方で、今まで認定証を持っていた方は申請不要		
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	マイナンバーが「未収録」の方のみ窓口でご相談ください		
	国民年金に加入する方				
	→転出日前後で厚生年金の資格喪失した方、配偶者の扶養から外れた方	国民年金の加入	資格喪失証明書または離職票 ※年金保険料免除をご希望の方は離職票		
	→海外から転入する方	国民年金の加入 ※任意加入していた方も手続きが必要です	口座振替納付申出を希望する場合は銀行のお届け印		

※健康保険の内容が分かるもの・・・資格確認書、資格情報のお知らせ、又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
高 齢	65 歳以上の方	介護保険被保険者証の交付 ※後日郵送			高齢福祉課 庁 舎
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書 (4 0 歳～ 6 4 歳の方) 健康保険の内容が分かるもの		
障がい	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		社会福祉課 庁 舎
	重度心身障がい者医療費受給者証を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の申請	・健康保険の内容が分かるもの ・本人名義の金融機関の通帳 ・本人の印鑑 ・マイナンバーのわかるもの		
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証（精神通院）の申請	・転入前に使用していた受給者証 ・健康保険の内容が分かるもの ・マイナンバーのわかるもの		
	特別障がい者者手当を受給していた方	住所変更	・請求者の通帳 (県外から転入の方 ・マイナンバーのわかるもの		
	特別児童扶養手当を受給していた方	住所変更	・請求者の通帳 (県外から転入の方 ・マイナンバーのわかるもの		
こども	0 歳～高校生のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して 1 5 日以内	・請求者の通帳 ※請求者の健康保険の内容が分かるもの（3 歳未満の児童がいる場合） ・別居監護申立書、児童と配偶者のマイナンバー（児童と別居しているとき）		こども支援課 庁 舎
		こども医療費助成の相談・申請	※こどもの健康保険の内容が分かるもの ・保護者（こどもの扶養者）の通帳 (扶養者がこどもと別居している場合は、こどもと同居している父または母が保護者となります)		
		ファミたんカードの申請 (県外からの転入の場合)			
	0 歳～就学前のお子さんがいる方	乳幼児健診・予防接種等の相談 ※受診済みの場合、「白河っ子すくすく応援クーポン券」の申請	・母子健康手帳		
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		
		妊産婦医療費の申請	・妊婦本人の通帳 ・妊婦本人の健康保険の内容が分かるもの		
		ファミたんカードの申請	・母子健康手帳		
学 校	保育園・幼稚園に入園を希望する方	保育園・幼稚園の入園相談	・受付窓口でご相談ください		こども育成課 庁 舎
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※健康保険の内容が分かるもの (親・子) ・預金通帳 ・戸籍謄本 ・同一世帯員のマイナンバー ・年金手帳 ・印鑑 ・アパート、借家等の契約書		こども支援課 庁 舎
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請			
税・料金	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き各種相談 児童クラブ入会相談	・受付窓口でご相談ください (小中新 1 年生のお子様がいる方は入学通知書)		学校教育課 庁 舎
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課・各庁舎 各金融機関 ゆうちょ銀行（郵便局）
	原付バイク・小型特殊を所有している方	軽自動車税（種別割）申告	※受付窓口でご相談ください		税務課・各庁舎 各行政センター
	軽自動車、オートバイを所有している方	※軽自動車検査協会福島事務所でご相談ください			軽自動車検査協会 福島事務所 050-3816-1837
	軽二輪車（125cc 超 250cc 以下）、二輪の小型自動車（250cc 超）	※福島陸運支局でご相談ください			福島陸運局 050-5540-2015
そ の 他	上下水道を使用する方	使用開始申込み	お電話またはインターネットで手続きできます https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=21		白河市水道お客様センター 0248-27-3221
	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		地域生活課 庁 舎
	霊園の名義人の方	名義変更	※受付窓口でご相談ください		
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		建築住宅課 庁 舎

白河市役所

〒961-8602 福島県白河市八幡小路 7 番地 1

※健康保険の内容が分かるもの・・・資格確認書、資格情報のお知らせ、又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し

開庁時間 8：30～17：15

庁舎・行政センターでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。